

広告募集案内【企画提案募集】 (施設広告掲出仕様書)

南区総合庁舎敷地内に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

名 称	南区総合庁舎広告付き案内板等の設置	
内 容	南区総合庁舎に①南区内地図・庁舎内フロア案内図付き液晶モニター（広告付き案内板）、②区政情報等放映用液晶モニター及び③free Wi-Fi を設置していただく事業です。モニターでは、動画や静止画による、横浜市及び南区区政情報を発信していただきます。設置事業者様には、広告料及び行政財産目的外使用料を納付していただきます。また、事業の実施に係る費用（区内地図の製作、設置、保守管理、運営、撤去、広告主の募集、電気料金等）を全て負担していただきます。	
	屋外広告物には該当しません。	
施設所在地（場所）	横浜市南区浦舟町2丁目33番地	
施設の利用者数・利用者層	南区には人口が約20万人（令和7年8月の推計人口）おり、様々な世代・国籍の方々が各種手続き・相談のために区役所を訪れています。また、南区総合庁舎内には公会堂があり、イベントや会議等、手続き以外での来庁者も見込まれます。 ＜令和6年度区役所の税証明発行件数等＞	
	利用内容	件数
	税証明発行件数	約40,700件
	国民年金・国民健康保険等受付件数	約64,700件
	戸籍課窓口届出・証明件数	約186,700件
	高齢・障害支援課窓口受付件数	約31,000件
	こども家庭支援課窓口受付件数	約15,900件
	公会堂利用者数	約78,800人
筐体等設置場所	①広告付き案内板：区役所1階エントランスホール ②区政情報等放映用液晶モニター：区役所2階待合スペース等 ③free Wi-Fi：区役所2階待合スペース	
筐体設置スペース	①広告付き案内板：区役所1階エントランスホール （高さ2,000mm程度×横5,000mm程度×奥行300mm程度） ②区政情報等放映用液晶モニター：区役所2階待合スペース等 （42インチ程度） ③free Wi-Fi：待合スペース等で利用者の邪魔にならないもの	
広告掲出可能スペース	区役所1階エントランスホールに設置する、①広告付き案内板のみとなります。 なお、掲出場所の詳細については、別添資料「広告付き案内板参考イメージ図」をご参照いただき、筐体内「広告」及び「区内地図」となります。	
導入を希望する設備	①広告付き案内板： ・区役所1階エントランスホールに設置 ・高さ2,000mm程度×横5,000mm程度×奥行300mm程度 ・掲出情報は、各階庁舎案内（外国語表示対応）、窓口案内（外国語表示対応）、区政情報、広告、区内地図とします。 ・庁舎案内モニターについては、通常時は各階庁舎案内を表示させているが、タッチパネル操作により目的の窓口を調べられるような仕様にしてください。 ②区政情報等放映用液晶モニター ・区役所2階待合スペース等に設置（壁掛け・42インチ程度・3台） ・各モニターにおいて提供いただきたいコンテンツは、次のとおりです。	

	②-1：区政情報・T V放送 ②-2：区政情報・市会中継 ②-3：区政情報 ・T V放送、市会中継について、コンテンツ配信に関する庁舎内の設備は、区役所側で用意いたします。設備にT V入力端子、R C A入力端子をご用意ください。 ・設置位置については別添資料「区政情報等放映用液晶モニター設置図」を参照してください。 ③free Wi-Fi ・利用時間は1回30分程度とすること。 ・利用にあたっては、パスワード（暗号化）を設定すること。
広告掲出期間	令和8年2月1日～令和13年1月31日（5年間）
	※1年ごとに使用許可を受けていただく必要があります。 （下記「広告掲出にあたっての留意点」参照）【使用許可が必要な場合】

■ 申込み、選定のスケジュール

申込期間	令和7年9月19日（金）～令和7年10月3日（金）
提案内容評価	令和7年10月中旬
	提案内容評価においては、申込者に対するヒアリングを行います。 日時等の詳細については、後日お知らせします。
選定結果通知	令和7年10月下旬

■ 申込手続

申込条件	申込みは広告代理店に限らせていただきます。
申込方法	令和7年10月3日（金）午後5時00分までに、広告企画書を下記申込み・お問合わせ先まで持参、郵送（10月3日必着）、電子メール又はF A X等でご提出ください。 ※お申込み時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。
広告企画書 記載事項	(1) 各機器の仕様（寸法、材質、多言語対応、操作方法、バリアフリーへの対応、環境への配慮、安全性等）、設置方法、設置台数 (2) 広告枠について (3) 掲出期間における収支計画 (4) 市にとっての経費縮減効果（市にお支払いいただける広告料（年額）等） (5) メンテナンス（日常及び情報更新時の対応等） (6) 緊急時対応（設置物の破損、倒壊またはその恐れがある場合の対応） (7) 他自治体における類似広告媒体の設置実績 (8) その他行政サービスの向上につながる提案等

■選定手続

評価項目・評価基準	(1) 仕様、設置方法、設置台数 設備の仕様・台数は十分か。 それぞれの目的を満たすための十分な画面スペースが確保されているか。 多言語対応がなされているか。 利用者にとって使いやすく、分かりやすい操作方法になっているか。 高齢者・障害者への配慮がなされているか。 区政情報更新時の操作は、柔軟かつ容易におこなえるか。 稼働時間、省電力など環境への配慮がなされているか。 破損や倒壊の恐れがない構造を備え、安全性が担保されているか。 (2) 緊急時・障害時の対応 設置物の障害、破損、倒壊、またはその恐れがある場合の対応が妥当であるか。 (3) メンテナンス 庁舎レイアウトや地図情報の変更時等の対応方法が妥当であるか。 (4) 広告枠 案内図枠と広告枠の割合は適正であるか。 広告主を区内又は市内事業者からより多く、また、業種に偏り（例：死を連想させる業種のみとなる）がないよう営業方針に配慮があるか。 (5) 掲出期間における収支計画 掲出期間における収支計画が妥当であるか。 (6) 類似広告媒体の設置実績 過去3年の自治体向け類似広告事業の実績数。 (7) 市に支払う広告料（年間の経費縮減効果） 市にとって十分な広告料（経費縮減効果）があるか。 (8) その他行政サービスの向上につながるご提案等 その他行政サービスの向上につながる提案等があるか。
評価方法	○南区に設置する広告事業選考会において、上記評価項目に従い、広告企画書に記載された提案内容を、事前に定めた採点方法等により総合的に評価します。 ○評価の結果、最も優れた提案を行った申込者を掲載予定者（広告掲出事業者）として選定し、広告掲出についての交渉を行います。 ※申込者が1者であった場合にも、最低基準を満たすことについての評価を行います。 ※最低基準を満たす提案がない場合は、再度募集を行います。 ※評価の結果同点となった場合は、南区広告事業選考会の会長が決定します。

■ 広告掲出にあたっての留意点

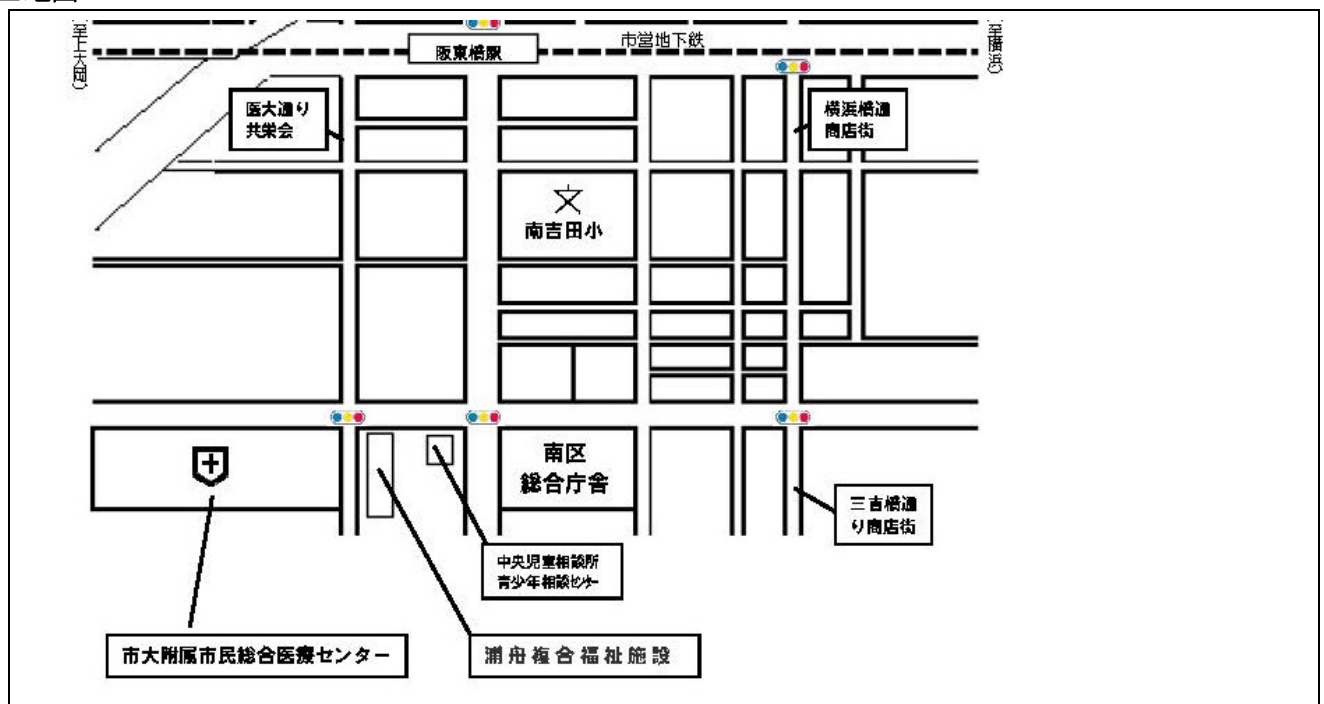
広告の条件	○広告内に「広告」である旨を明記するなど、施設の利用者等が見て、広告であることが明らかとなるような措置を施してください。 ○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準その他の広告関連規程を遵守してください。
広告の制作等	○掲出の日から起算して 10 営業日前までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。 ○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ○上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますのでご注意ください。 ○広告等の制作、設置、撤去等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。
財産の使用許可	○広告を掲出する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、使用許可に係る使用料（月額約 4,000 円）をお支払いいただく必要があります。
その他	○広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。

■ 申込み・お問い合わせ先

担当課名	横浜市南区総務課
所在地	横浜市南区浦舟町 2-33
TEL/FAX	TEL 045-341-1226 / FAX 045-241-1151
Eメール	e-mail mn-yosan@city.yokohama.lg.jp

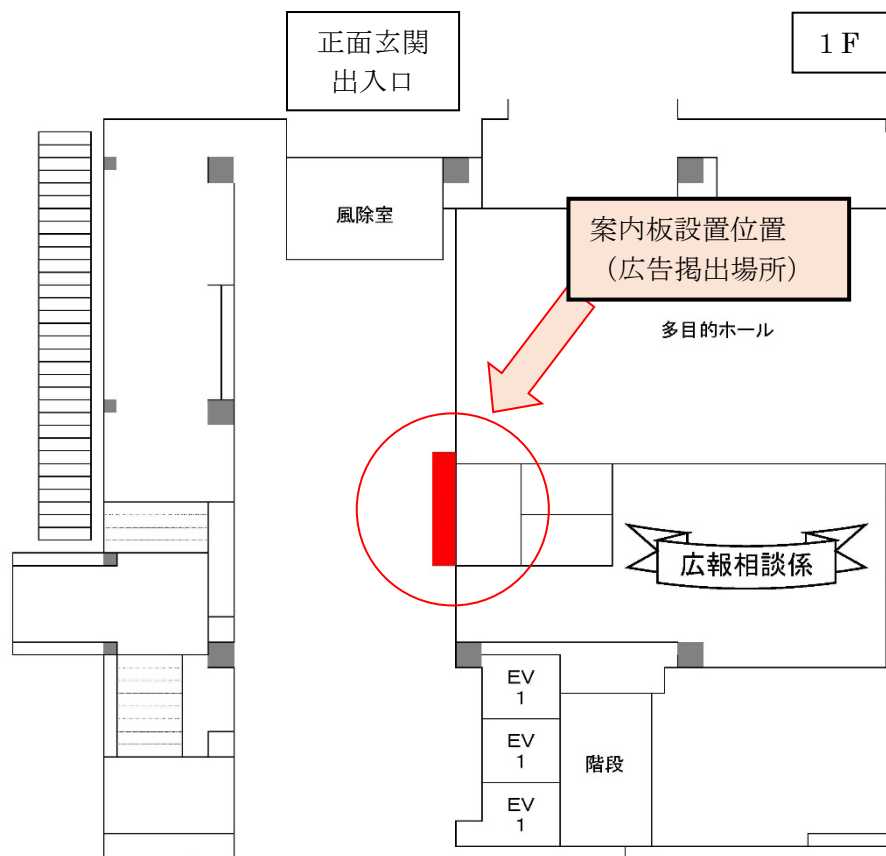
次頁あり

■ 地図



■募集対象施設・広告掲出場所等の写真

①広告付き案内板



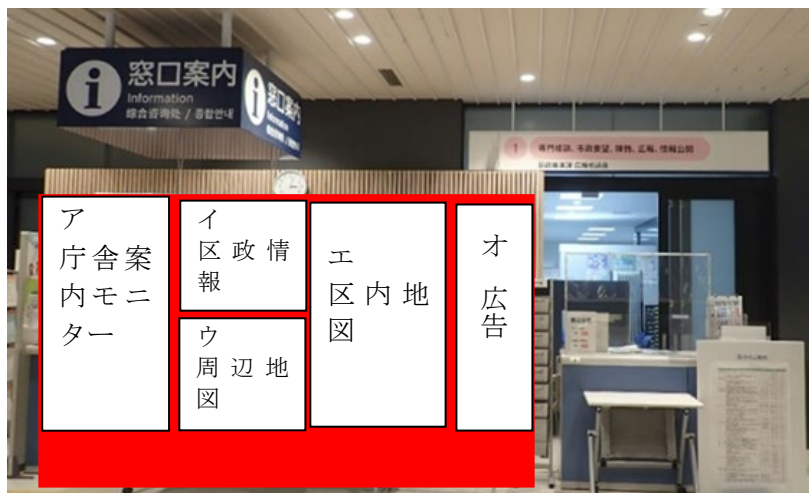
★広告付き案内板の仕様について

構成： ア「庁舎案内モニター」(各階庁舎案内／外国語表示対応、窓口案内／外国語表示対応)、
イ「区政情報」、ウ「周辺地図」、エ「区内地図」、オ「広告」で構成すること。

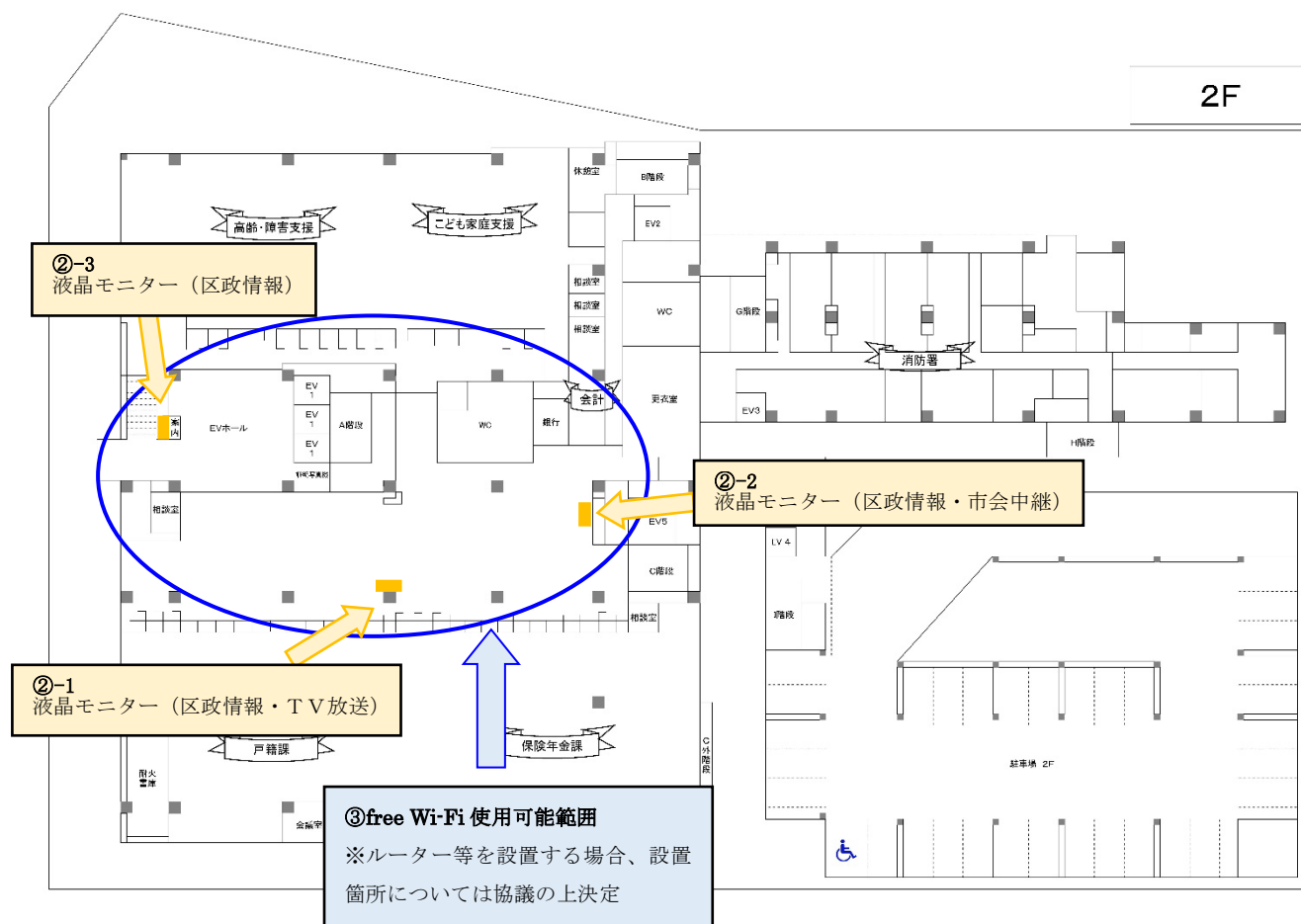
大きさ： 高さ 2,000mm 程度×横 5,000mm 程度×奥行 300mm 程度

・庁舎案内モニターについては、通常時は各階庁舎案内を表示させているが、タッチパネル操作により目的の窓口を調べられるような仕様にしてください。

<仕様についての参考イメージ図> ※設置場所は1階 インフォメーション横です。



②区政情報等放映用液晶モニター設置図 及び③free Wi-Fi エリア



広告企画書（施設広告：企画提案募集）

横浜市長

次のとおり企画内容を提案します。

申 込 者	所 在 地	〒 -	
	ふりがな 名 称		
	代表者職名・氏名		
	担当者	部署名	
		ふりがな 氏名	
	連絡先	TEL/FAX	
		E メール	
業種・事業内容			
ホームページ URL			
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。			
広 告 主	所在地	〒 -	
	ふりがな 名 称		
	代表者職名・氏名		
	業種・事業内容		
	ホームページ URL		
申 込 内 容	募集対象事業名称	南区総合庁舎広告付き案内板等の設置	
	企画詳細	別紙企画書添付（様式は自由） ※広告募集案内の「広告企画書記載事項」を必ず記載してください。	
	個人情報の収集	有 ・ 無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」」 ） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」 ）
そ の 他	・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。		

※ ご記入いただいた E メールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（ 希望する ・ 希望しない ・ 登録済 ）